いわない 議会だより

発行　岩内町議会
編集　議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎　0135-62-1011
FAX　0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp

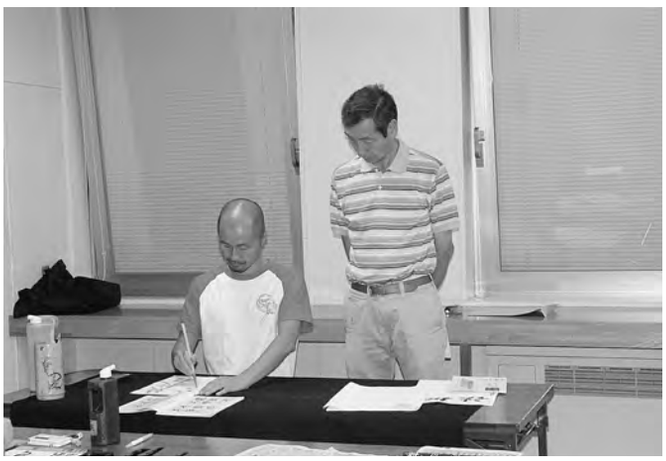

芸術の秋　皆さんも何か始めてみませんか。

書道サークル（文化センター）

2010.11
No.110

第３回定例会報告 … *２Ｐ*

３会派の議員による一般質問 *…３Ｐ～９Ｐ*

住民の保健衛生を守る公衆浴場存続のために 他

定例会報告

教育委員会委員に　紀やよい氏
固定資産評価審査委員会委員に　工藤祐之氏
決まる!!

平成二十二年度各会計補正予算等を審議する第三回定例会は、九月三日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

九月十三日に再開し、各会派の代表である三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、九月十七日閉会しました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

《予　算》

○平成二十二年度一般会計補正予算
福祉灯油購入助成金、四千八百四十万円、岩内協会病院救急医療等事業補助金四千二百万円などを追加しました。

○平成二十二年度国民健康保険特別会計補正予算
備品購入費、二十六万九千円の追加をしました。

○平成二十二年度老人保健特別会計補正予算
超過交付道費負担金償還金等、三十六万六千円の追加をしました。

○平成二十二年度介護保険特別会計補正予算
介護給付費国庫負担金超過交付金等、一千二百四十三万二千円の追加をしました。

○平成二十二年度水道事業会計補正予算
給水パック購入費、百九十七万円の追加をしました。

《条例設定・改正》

○岩内町費職員の育児休業等に関する条例及び岩内町費職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例設定
育児休業制度の変更及び育児短時間制度の導入等に伴い、関係部分の改正をしました。

○岩内町営住宅条例の一部を改正する条例設定
町営住宅における入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏の確保を図るため、暴力団員入居の制限等について、関係部分の改正をしました。

○岩内町水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例設定
岩内町公共下水道事業計画の変更に伴い、関係部分の改正をしました。

《その他》

○岩内町過疎地域自立促進市町村計画の策定
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、岩内町過疎地域自立促進市町村計画を定めました。

《認　定》

○平成二十一年度各会計歳入歳出決算認定
平成二十一年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人　事》

○教育委員会委員の任命同意
紀やよい氏の任命に同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任同意
工藤祐之氏の選任に同意しました。

一　般　質　問（要約）

9月13日、14日、３名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

本堂秀利議員（日本共産党議員団）

住民の保健衛生を守る
公衆浴場存続のために

■質　問■

一、町として、公衆浴場の廃業をどのように考えているか。

二、廃業の影響がどの程度になるか。そして、その対策は。

三、公衆浴場が担っている公益性について。

四、町として、早急に対策を取ることが求められているのではないか。

五、町はこれまでに条例に基づき、固定資産税、都市計画税、水道料金、下水道利用料の減免を実施してきたとしていますが、対象は何件で、減免額はいくらか。

六、円山地区にある温泉、老人福祉センターの入浴サービスと公衆浴場・銭湯を同質のものと考えているか。

七、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律が改定されたが、どのように受け止めているか。

八、設備改善に必要な費用などの助成を行い、公衆浴場の確保に努めることは急務ではないか。

■町　長■

一、公衆浴場は、地域住民の健康保持と公衆衛生上大切な施設との認識から、廃業は、町としても大変憂慮する状況にあります。

二、廃業による影響については、一日平均三十人程度の利用者の日常生活にも影響が及ぶものと考えられます。

三、「公衆浴場法」及び「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」をはじめ、営業を営んでいくうえで必要となる関係法令等に基づく責務・手続などを遵守している限り、公益性が十分あると考えます。

四、廃業に伴い地域住民への影響も想定されるので、現在の状況では十分に時間があるとは考えておりません。

五、平成二十二年度の公衆浴場に係る減免対象は三件であり、固定資産税の減免額は、三件で二万三千百円、都市計画税の減免額は、三件で四千九百円となっています。

また、水道料金と下水道使用料については、三件とも上水道は給水を受けておらず、下水道は接続されていないことから減免額はありません。

六、公衆浴場の中の普通浴場、いわゆる銭湯と福利厚生浴場及びその他の浴場とは、入浴施設そのものの利用の目的及び形態などがそれぞれ違うことから、同質ではないと判断しています。

七、法律改正により、公衆浴場の重要性とその確保について確認され、さらに国・地方公共団体そして経営者がそれぞれの立場で努力していくことが明文化されたものと認識しています。

八、助成措置の整備については、公衆浴場経営者との協議で、町からの助成について提言をさせていただきましたが、経営者の方々からは、助成を希望せず今後とも個々の経営形態を大切にしたいとの意向があり、各種の助成について具体化されなかったところです。いずれにしても、今後の公衆浴場経営について、後継者の見通しが立たないことや利用者数の減少など、公衆浴場を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続くと考えられ、町は現有の他の施設も含め、公衆浴場機能を確保し、いかにして地域住民への利用に供することができるかについて、可能な限り努力していかなければならないものと考えます。

十一年目の介護保険事業について

■質　問■

介護保険制度が発足して十一年目になり、重い利用者負担、深刻な施設不足、介護職員の人材不足など問題があり、二〇一二年には、この制度を改正する方向です。

一、この四月から制度の見直しが実施され、途中で認定基準の大幅修正が行われましたが、その内容について。

二、四期目の昨年と今年の認定についての異議申し出件数は、何件でどのように解決したか。

三、要介護度ごとの平均利用割合はどのくらいか。

四、認定者の中で、サービスを利用していない人数と理由は。

五、施設不足や介護職員の人材不足や待遇の改善について。

六、この制度を知らずに苦労されている方々のために周知を徹底する方法について。

七、デイサービスや訪問介護での利用者負担一割を少しでも軽減させる施策は。

■町　長■

一、これまでの事業検証を踏まえ、昨年の四月と十月に介護認定の調査に関して、方法及び基準の一部見直しが実施されました。

四月の見直しは、従前、「申請者の能力状態」の調査が中心でしたが、見直し後は、「申請者の能力や介助方法の有無、実際の行動など、調査日時点の実情に即した」調査に見直されました。

十月の修正は、四月の見直し後、疑問あるいは要望等が多く寄せられた認定調査項目について再検討したうえで、見直しが行われました。

二、現在までありません。

三、平成二十一年度分の利用実績は、要支援一は、一ヵ月の支給限度額四万九千七百円に対し、六十六・一％の利用で、要支援二が十万四千円に対し、四十八・七％、要介護一が十六万五千八百円に対し、四十五・六％、要介護二が十九万四千八百円に対し、五十四・五％、要介護三が二十六万七千五百円に対し、五十六・五％、要介護四が三十万六千円に対し、五十二・三％、要介護五は三十五万八千三百円に対し、五十二・五％となっています。

四、平成二十二年六月末現在は、要支援一が四十四人、要支援二が三十五人、要介護一が六十一人、要介護二が四十七人、要介護三が十一人、要介護四が二十七人、要介護五は四十六人、計二百七十一人となっています。

理由としては、医療機関への入院、退院時に医師の勧めにより認定を受けたこと、または、自力で日常生活は営めるものの、もしもの時のために認定を受けたことなどが挙げられます。

五、介護保険施設は、現在も入所待機者がいることから、入所定員の不足については十分に承知しています。

しかしながら、介護保険施設の入所定員数は、国の施設整備計画に基づき、後志高齢者保健福祉圏域連絡協議会において整備計画を定めており、町として、独自に整備できる仕組みにはなっていません。

また、介護職員の人材不足について、国は、介護職員処遇改善等臨時特例交付金及び介護報酬の増額改定により、介護職員等の処遇改善を図り介護職員の人材確保となる施策を実施しています。

町としては、高齢者が健康で安全・安心な生活が送ることができるよう、緊急通報システム等の各種サービスにより高齢者在宅生活支援事業や介護予防事業の積極的な推進により、施設入所に至る前に、できる限り住み慣れた自宅やその地域での生活が送れるよう施策の充実に努めます。

六、介護保険制度の周知については、この度「介護保険ガイドブック」を作成し、広報いわない九月号とともに町内の全世帯に配布しました。

ガイドブックは、具体的な給付サービスの内容や実際に利用した場合の利用料の計算事例など、わかりやすくを念頭に作成したものです。

また、今後も地域の状況に精通している民生委員や地域包括支援センター等関係機関からの情報を収集し個別に対応する他、町広報誌などをとおして介護保険制度の周知に努めます。

七、介護保険制度によるサービスの利用者が、利用料の一割を負担することは、介護保険法の規定により、介護給付費の九割分は、国、北海道、町及び介護保険料等から一定の割合で負担することと定められており、残りの一割を利用者が負担するものです。

こうしたことから、一割負担の額を軽減することは、介護保険制度の基本となる給付と負担の適正化を図る観点から、慎重に検討すべきものと考えておりますので、ご理解を願います。

町の水道事業のあり方について

■質　問■

一、平成二十一年度決算では、一般会計へ貸付金六千万円（平成二十二年三月三十一日現在）あります。公営企業で多額の利益を上げ、他会計へ貸し付けることは認められるか。それを示す法律はあるか。

二、漏水が約四十万立方メートル（平成二十一年）もあり、原価でいくらの損失になるか。

また、この対策に超音波流量計孔新設工事を平成二十二年から二十四年までとしているが、有効なら早めることを考えるべきではないか。

三、二ヵ月で十平方メートル前後の水量しか使わない世帯では、水道料金に対し、強い不公平感を抱いています。老人世帯では、生活苦にもなり、料金設定を見直すべきではないか。

四、町は将来大きな費用が掛かるとして、利益を還元しませんが、将来への投資を現在の利用者に負担させることは、地方公営企業法第三条に相反すると考えますが、この法律をどのように考えているか。

■町　長■

一、一般会計への貸付金が可能かの判断基準と根拠は、地方公営企業法等では、禁止規定がないため可能と判断しています。

二、漏水による損失と超音波流量計孔新設工事の早期整備については、漏水量が約四十万立方メートルの場合の損失は約六千八百万円になります。

漏水対策は、漏水箇所特定のために超音波流量計孔新設工事の早期整備に向け積極的に検討します。

三、料金設定の見直しは、今後の改修に多大な費用も想定されるため、現段階では取り組めないと判断しています。

四、会計の基本については、基本原則は公共性と経済性であり、資金の内部留保により健全な運営が確保され、企業としての経済性と公共の福祉を増進する運営ができるものと考えています。

準要保護世帯の就学援助について

■質　問■

最近の経済状況や雇用の悪化に伴う、貧困と格差の中、就学援助制度は低所得者に対する命綱ともいうべき役割を担っており、これを抜本的に改善していくことは緊急の課題と考えます。

そこで、岩内町では財政再建の名による就学援助費の一割カットがされ続けています。ただちに全額支給を行っていくべきと思いますがいかがか。

母子家庭で二人の子を育て、水産加工場で働くある母親は、学年が上がるにつれ教育費など負担が大きくなってきたため日曜日になると共和町の農家にアルバイトに行っています。

異常気象と言われる今年の猛暑の中、日曜日も休まず頑張っている、こういう思いにこたえるためにも、さしあたって国や道に対し、就学援助制度の抜本的改善のために積極的に働きかけていくべきと思いますが、いかがか。

■教育長■

就学援助制度は、生活保護世帯や準要保護世帯に給食費や学用品費等を援助し、教育機会の均等を保障しています。

準要保護世帯への就学援助事業は、国の補助事業でありましたが、平成十七年度より一般財源化されたことから、準要保護扶助費について一部負担を導入する要綱を改正しました。

しかし、特に生活に困窮している場合は、全額扶助できることも要綱に盛り込み、真に就学援助が必要な場合の措置も講じました。

よって、今すぐ現行の要綱を改正する考えはもっておりませんが、真に就学に支障をきたす場合は、教育相談を実施するなど保護者の負担軽減にも努めます。

次に就学援助制度の抜本的改善の働きかけについては、毎年度、北海道町村教育委員会連合会が就学援助費の制度拡充について、北海道を通じ、国に要望しています。

教育委員会としても、市町村に負担を強いることなく就学援助制度が実施されるよう、引き続き北海道に要望していきます。

谷口雅史議員（公明党）

豪雨災害にどう対応するか・災害に強いまちづくりを

■質　問■

一、一時間あたり「五十ミリ基準」の見直しの検討は。

二、ゲリラ豪雨などを想定したハザードマップが整備されているのか。

三、幌内川の上流の整備計画の関係各位への要請はどうなっているか。

四、幌内川の上流、取水口の監視カメラの設置等の検討はあるか。

五、幌内川の取水口の予備施設の計画はあるか。

六、今回の断水を想定して共和町との災害時の水道管接続提携の計画はあるか。

七、今後、断水を想定し消火用防火水槽の増設の計画はあるか。

八、町道・排水側溝の冠水後の防疫をしたのか。

九、この度の災害を通して町内会等との防疫・避難等の計画はあるか。

十、この度の災害を通して町として更なる計画予定はあるか。

■町　長■

一、一時間あたり五十ミリ降水量での治水整備の目安については、昭和五十五年の建設事務次官通達「総合治水対策の推進について」の中で、治水対策の目標として示されているものであり、すべての河川に適応される治水整備上の基準とは、異なるものと判断しております。

　従いまして、この目標の見直しについては、国が目標を設定していることから、これに沿った形で治水整備を実施した河川における、今までの治水効果の検証や、近年の豪雨の発生状況を踏まえて、国において検討が行われるものと考えております。

二、防災行政無線などを通じた防災情報の提供、また、要援護者の避難支援に必要な情報収集等を行っており、引き続き作業を進めます。

　防災マップは平成二十一年三月に作成し、全戸に配布を行いました。

　町の災害想定は、過去の災害記録等で検証した数値を基に定めており、土砂災害危険区域は、北海道による最近の調査結果が反映されています。

三、幌内川上流の治水対策については、北海道において砂防地域の指定後、砂防ダムの整備が行われ、平成十七年にその整備が完了しています。

　通常、砂防ダムの治水効果は、数十年という単位でその効果が継続できるよう設計され、現在の幌内川砂防ダムにおいても十分な治水効果があると判断されております。

　しかし、今回の豪雨で幌内川取水口が土砂で埋まったことから、このようなことが起きた原因と二度と起こさない対策について、関係機関とともに十分協議・検討することが、重要と考えておりますので、これらの協議結果を踏まえ、幌内川上流の更なる治水対策の充実が必要と判断された場合には、北海道をはじめとした関係機関に対し、実施要請していきます。

四、幌内川の上流、取水口の監視カメラの設置については、今後の改修工事の中で計画しています。

五、幌内川の取水口の予備施設の計画については、その必要性も含め、被災原因を分析・検討し進めます。

六、共和町との災害時の水道管接続提携の計画については、現実的には、非常に難しいと判断しています。

七、町内全域に二十四基整備されており、消防署から現時点で増設計画はないと聞いています。

八、現地確認の後、消毒薬剤散布が必要と思われる床下浸水の住宅三棟、車庫・倉庫の浸水各一棟、合わせて五棟について、家屋の周囲、床下等に消毒薬剤であるクレゾール液希釈水を散布し消毒作業を実施しました。

九、町として防災組織の組織化に努めるとともに、災害対応に協力頂ける組織等があれば相談を行っていきます。

十、防災関係の各機関と連携を図り、防災会議において十分に協議を進め、検討していきます。

学校における個人情報を守る

■質　問■

一、個人情報等の持出し、学校外で利用するパソコンのセキュリティ、ファイル交換ソフトへの対策など、個人情報の漏えい等の防止についてどのような対応をしているか。

二、今後、教員一人一台のパソコンの貸与等の計画はあるか。

■教育長■

一、学校における情報管理は、サーバにセキュリティソフトやウィルス対策ソフトを導入し、ファイル交換ソフトのウィルス感染や不正アクセスに対応しています。

更に、重要情報はサーバへの保管を徹底し、学校内での研修も実施し未然防止に努めています。

また、パソコンの盗難やＵＳＢメモリの紛失対策も、教職員に細心の注意を心がけるよう、意識の徹底を図っています。

二、教職員へのパソコン貸与計画は、現在、すべての教職員には貸与していないため、学校側からも強い要望があります。

教育委員会としては、学校情報の漏えい防止対策の面などからも整備は必要と考えていますが、多額の初期費用や維持費用も生じるため、計画的な整備を検討します。

前田直久議員（志政クラブ）

庁舎建設しても町財政は大丈夫なのでしょうね

■質　問■

平成二十二年度の町政執行方針によると「今後の懸案事項としましては、ごみ焼却場などの衛生関連施設の更新のほか、町営住宅や文化センターなどの改修、消防設備のデジタル化等の大型事業が想定されるところであり、毎年度の収支の均衡を保ちながら留保財源を計画的に活用していくことが必要と考えております。」と述べておりますが、現行の住民サービスを低下させることなく事業が推進できるのでしょうか。中期的な財政運営見通しを示さないことは、まさに説明責任を放棄しているといわざるを得ません。協働のまちづくりを標榜する「上岡町政」の姿勢を疑わざるを得ません。

早急に財政見通しを示さなければならないと思いますが、お考えをお聞かせください。

■町　長■

国の政策動向の見極めが困難であり、地方交付税の見直しや国庫補助金の一括交付金化など、必要な情報の不足により、現段階で中期的な財政見通しを示すことは難しいと判断しています。

町財政は、財政健全化の指標上、良好な状態を維持していますが、今後の展望としては楽観視できないため、住民に身近な事業に配意しながら、大規模事業を慎重かつ効率的に進めます。

保育所の改築は必要ないのでしょうか

■質　問■

六月議会の一般質問で、保育所等の耐震改築についてお尋ねいたしましたが、お答えは「東山保育所と中央保育所は昭和五十六年以前の建築物であり、耐震診断も含め今後の施設の在り方など検討が必要」とお答えになっておりますが、検討はされたのでしょうか。

検討の結果をお知らせください。

耐震診断の結果によっては改築されるのでしょうか、お尋ねいたします。

■町　長■

将来的な公共施設の配置も踏まえながら、しかるべき時期には耐震診断を実施しなければならないものと考えております。

耐震診断の結果によっては、大規模な改修、あるいは改築、建替などの必要性も十分に考えられるところであります。

■再質問■

保育所の改築についてですが、基本的なことをお尋ねしますが、耐震改修促進法の目的についてお答えください。

そして庁舎を耐震改築するなら、保育所もやらなければならないという意見が職員から出るのがあたりまえと思いますが、そのような声があったのか、なかったのかお尋ねいたします。

■町　長■

建築物の耐震改修の促進に関する法律の目的でありますが、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命・身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって、公共の福祉の確保に資することとなっております。

保育所全体のあり方のひとつとして、統廃合の議論もされてきたところであり、こうした経過を踏まえた中では、当然ながら改修、改築、あるいは建替の是非も含め、検討してきたところであります。

一般財源化された学校教材費等の一部も庁舎建設財源となるのでしょうか

■質　問■

地方交付税となった学校教材費や学校図書費については、地方交付税の制度上、そもそもその使途に制約はなく、教材や図書費として使わなくてもよいとの見解ですが、ナショナルミニマムとしての義務教育は、全国同一の水準を維持されるべきであろうと思います。

また、地財法、地方交付税法の規定を遵守すべきものと考えます。従って、北海道を通じ交付された全額を予算計上して、学校に配分すべきと考えます。なお、地方交付税法第三条第二項と第三項の規定は一見矛盾するように思いますし、また、地方財政法第二条第一項と地方交付税法第三条第三項の規定も併せて考えるとき、先の議会での答弁に疑義を感じますので、これらの法律関連について、どう解釈すべきか答弁を求めます。

■町　長■

町の教育予算は、教育行政全体の中で緊急性や優先度などを勘案し、町財政の収支の均衡を踏まえ、毎年度の予算編成において必要な額の確保に努めています。

地方交付税法第三条第二項は、地方交付税が「使途が特定されない一般財源である」ことの規定、同条第三項は、必要な行政水準の維持に関する規定であり、それぞれ内容が異なり、矛盾しません。

地方財政法第二条第一項と地方交付税法第三条第三項は、国の政策に反しないことと、法律等に義務付けられた規模と内容を備えることを規定しています。

一方、義務教育経費の一般財源化は、実態に応じて所要の事業費を確保し、整備を進めるよう、努力することが求められたものです。

地方交付税措置と教育費予算の不一致は、地方交付税の基準財政需要額が行政需要のすべてを補足しているのではなく、算入経費以外にも必要不可欠な経費が多数あることも要因です。

このため、地方交付税は、町税などの一般財源と一体的に活用し、参入経費と同様、他の必要不可欠な経費にも財源充当する必要があります。

町長の政治哲学をお聞かせください

■質　問■

一、地域主権には、政策と財政を視野に入れた哲学を持った地域経営が必要になってくるといわれており、どんな考えのもとに地域経営を行おうとするのか、どんな地域像を目標とするのか、そのためには現状を変えるどんな政策手段が必要なのか、それに要する財政資源の設計はどうなのか、明らかにしなければならないと考えます。

地域主権を進める意味は、我が国の行政の七割を担っている自治体に政策形成、決定、実施そして行政責任の主体になることを託すことであるといわれておりますが、地方主権について町長はどのようなご見解をお持ちでしょうか。

二、地域経営にあたっての政治哲学をお聞かせください。

■町　長■

一、国がまとめた地域主権戦略の趣旨は、住民主体の発想であり、国、都道府県、基礎自治体の役割と責任の明確化が図られるものと認識しています。

二、二期目の町長選挙立候補にあたり、四つの柱を公約として掲げた上で、「子供たちの将来のためにも、私たちが住んで良かったと思える町」にしていくことが、私に課せられた使命との考えのもと、行財政運営に取り組んできたところであり、安定した行財政運営を行っていくためには、確固たる財政基盤を確立することが、最重要課題です。

事務・事業の実施にあたっては、今、町が置かれている現状を十分に勘案した上で、その身の丈にあった事業を実施・展開し、着実に推進していくことにより、私の思うまちづくりが進むものと考えています。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式ＨＰ：http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/

審議した意見書

○北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する意見書

○B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書

○生活向上型の公共投資の推進による景気対策を求める意見書

○完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

○農産物輸入の完全自由化に反対し「食糧自給率の向上」を求める意見書

○市町村国保への国庫負担の抜本的増額を求める意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。

議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の
防災無線でお知らせします。

手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を
記入するだけです。

編集後記

「議会だより百十号」をお届けいたします。第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴してください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

急に寒くなりましたね。この気温の変化についていけず、九月二十二日についにストーブをつけました。皆さんのご家庭ではどうでしょうか。

暑いときは、早く涼しくならないかと思っていましたが、いざ寒くなると暑いときの方がいいと思うのは、私だけでしょうか。

皆さん風邪などをひかないよう、暖かくして、栄養を取り寒い冬を乗り切りましょう。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があれば差し上げますので、お気軽にご連絡してください。

（議会運営委員会）